

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エボラ出血熱</li> <li>・クリミア・コンゴ出血熱</li> <li>・痘そう</li> <li>・南米出血熱</li> <li>・ペスト</li> <li>・マールブルグ病</li> <li>・ラッサ熱</li> <li>・急性灰白髄炎(ポリオ)</li> <li>・ジフテリア</li> <li>・重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウィルスに限る)</li> <li>・中東呼吸器症候群 (MERSコロナウィルスに限る)及び 特定鳥インフルエンザ</li> </ul>	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、 かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで(かさぶたになるまで)
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コレラ</li> <li>・細菌性赤痢</li> <li>・腸管出血性大腸菌感染症</li> <li>・腸チフス、パラチフス</li> <li>・流行性角結膜炎</li> <li>・急性出血性結膜炎</li> <li>※その他の感染症</li> </ul>	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

#### ※その他の感染症とは

学校で流行が起こった場合にその感染拡大を防ぐため、必要があれば学校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患である。

以下、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例

- 感染性胃腸炎 ●サルモネラ感染症 ●溶連菌感染症 ●伝染性紅斑(りんご病)
- 手足口病 ●ヘルパンギーナ ●マイコプラズマ感染症 ●皮膚真菌 等